

第4章 計画の展開

基本目標Ⅰ：住民と共にすすめる「ささえあい」の地域づくり

基本方針（１）住民がお互いを思いやり、ささえあう地域づくり

【現状と課題】

近年、福祉に関する公的な制度やサービスは充実・強化されてきました。しかし、公的な制度の整備だけですべての地域課題が解決するわけではありません。孤立や孤独などを背負い、現行の制度では支えられない社会問題は今も存在しています。

すべての地域課題に公的な制度だけで対応していくことは難しく、こうした地域課題への対応として専門職と連携した住民同士のささえあいなど公と民の協働の仕組みが求められています。また大規模災害への備えや発災時の支援としても住民同士のささえあいや助け合いが有効な活動として考えられ、瑞穂町においても推進されています。

【今後の取り組み】

①世代を通じた福祉教育の実施～「福祉の心」の推進をめざして

福祉の町づくりを推進するためには、地域福祉を担う人材を発掘・育成し、福祉の理解者、協力者を拡大していくことが必要です。

地域イベントや学校など様々な場を通じて、幅広い世代に福祉活動やボランティアに関する学習や体験の機会を設け「ささえあい」や「ふれあい」の大切さを推進し「福祉の心」を育んでいきます。

②地域住民との地域懇談会や事例検討会の定期的な開催

地域住民と社協が一体となって地域の課題を発見、共有し解決できる仕組みを構築していきます。

地域懇談会や地域包括ケア会議などで事例検討を行い公的な制度の有効利用や制度では解決できない部分についても話しあい、地域の課題を顕在化することで新たな社会資源の発見や開発に結びつけていきます。



夏・体験ボランティア

基本方針（２）身近なところでふれあい、交流できる地域づくり

【現状と課題】

地域課題や個人ニーズの解決にあたっては、住民同士が互いに相談しあい、解決する仕組みが求められています。そのためには日頃からお互いが顔の見える関係を築き地域の変化に気付き、話し合えるような地域づくりが必要です。

誰もが気軽に足を運び、顔の見える関係やささえあいの気持ちを育む場として地域の自治会館やコミュニティセンターを活用して**サロン活動**等の住民の取り組みを推進し、「気軽に身近な場所」をキーワードに、住民が参加・交流できる場を創設していくことが求められています。

【今後の取り組み】

①身近な地域におけるサロン活動の展開

サロン活動の運営においては地域のボランティア団体が主体になって行っていますが、地域の社会福祉法人等が地域への社会貢献として独自のサロン活動を行う取組が増えていきます。今後も様々な運営主体が出てくることで、特色あるサロンがつくられ多様な人々の参加が可能になると考えています。

今後は認知症の方やその家族、障がい者や引きこもり、学習支援が必要な子どもや子育て中の母親などが気軽に集えるサロンや全世帯対応型のコミュニティサロンの開設を推進していきます。

②小地域福祉活動の推進

小地域福祉活動を進めるうえで、人材・財源・活動拠点の確保は重要な課題です。町内会・自治会や地域住民からの会員会費や歳末助け合い運動等による募金などをもとに小地域福祉活動費の助成金制度を設け、町内で地域福祉活動を行っている各種団体、町内会・自治会などに助成金を交付し、活動を支援していきます。

今後も地域福祉活動をささえていくため、多くの団体等に小地域福祉活動助成費を行うとともに、財源となっている会員会費や募金行為への協力及び理解の促進を図っていきます。



すすらんハウスサロン

※サロン活動： 地域で高齢者や障がい者（児）、子育て中の方が、生きがい活動と地域の人同士のつながりを深める自主活動の場

基本方針（3）誰でも社会参加できる地域づくり

【現状と課題】

人は誰でも自分が思い描く生活を実現する「自己実現」の権利があり、守られるべき尊厳があります。生活保護法や障害者差別解消法の制定及びノーマライゼーションの理念の推進はそれを象徴するものです。

現在では各国がこのノーマライゼーションの理念に基づき社会福祉を推進しておりそれは、わが国においても同様です。

エレベーターや点字プレートを設置など、ここ数年でユニバーサルデザイン化など合理的配慮は著しく改善されてきました。しかし、認知症高齢者や知的、精神障がい者及び母子(父子)家庭や貧困など表面化しにくいニーズへの支援は十分とはいえず、現在は「心のバリアフリー」の推進が唱えられています。

【今後の取り組み】

① 自助グループの立ち上げ及び運営支援

同様な悩みや問題意識を持ち合わせている人たちが、共に支えあい、課題を解決できる仕組みを創造するなど、いきいきと活動し、地域社会の中で活躍するための原動力となることが求められます。

自助グループの活動が活性化されることで地域社会での理解が進み、地域住民と協働して誰もが安心して社会参加できるまちづくりが推進されることが期待されます。

社協は、地域の多様な機関とともに今後も当事者や地域住民と一体となって自助グループの立ち上げやその支援を行っていきます。

② 限られた人々が抱える課題を地域全体の「課題」に

誰もが社会参加ができる社会を作るには、高齢者や障がい者等も地域を構成する一員として、こうした人々の「課題」を地域全体の「課題」としていくことが必要です。行政をはじめ、当事者団体や福祉関係者と連携し、当事者や家族による講演会や高齢者、障がい者、健常者がともにつくりあげるイベントの開催などを行い、地域全体で課題を解決できる地域社会を実現していきます。

-
- ※生活保護法： 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを定めた法律。
- ※障害者差別解消法： 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律
- ※ノーマライゼーション： 誰もが平等に生活する社会を実現させる考え方
- ※ユニバーサルデザイン： 年齢や障がいの有無などにかかわらず多くの人が利用可能なデザイン
- ※自助グループ： 同じ悩みを持ち合わせている人々が自発的に結びついたグループ